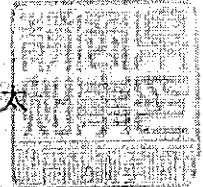


東健廃 第150-3号
平成23年 3月10日

様

静岡県知事 川勝 平太



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [redacted] ([redacted] 解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む）・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [redacted] 字水立 [redacted] 他）内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・当該廃棄物野積現場への廃棄物の搬入及び保管における貴殿の立場、権限、業務内容・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 (土砂搬入地)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地への土砂搬入及び木くず搬入における貴殿の立場、権限、業務内容 ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 (解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容 ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成22年11月5日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3 報告期限

平成23年 3月31日（必着）

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）
住所：〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3
電話：055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には記名押印のこと。

上記記載事項に対し、私共には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者等に問うべき問題と思う。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

以前より部外者なのに協力して来た者へこの様な物を送付して来た担当者に不信感を抱く。